

第百八十九回国会
衆議院

原子力問題調査特別委員会議録

第五号

平成二十七年九月三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 吉野 正芳君
 理事 岩田 和親君 齋藤 健君
 理事 白石 徹君 鈴木 淳司君
 理事 宮澤 博行君 田嶋 要君
 理事 初鹿 明博君 赤羽 一嘉君
 理事 石川 昭政君 江渡 聡徳君
 理事 大西 英男君 大西 宏幸君
 理事 勝沼 栄明君 岸 信夫君
 理事 佐々木 紀君 齋藤 洋明君
 助田 重義君 高木 毅君
 津島 淳君 中村 裕之君
 細田 健一君 細田 博之君
 御法川 信英君 宮崎 政久君
 宮路 拓馬君 宗清 皇一君
 村井 英樹君 築 和生君
 阿部 知子君 逢坂 誠二君
 奥野 総一郎君 菅 直人君
 馬淵 澄夫君 太田 和美君
 柿沢 未途君 河野 正美君
 中野 洋昌君 樋口 尚也君
 塩川 鉄也君 藤野 保史君

経済産業副大臣 高木 陽介君
 内閣府副大臣 小里 泰弘君
 外務大臣政務官 宇都 隆史君
 内閣府大臣政務官 福山 守君
 防衛大臣政務官 原田 憲治君
 政府特別補佐人 田中 俊一君
 (原子力規制委員会委員長)
 政府参考人 平井 興宣君
 (内閣府政策統括官)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 伯井 美徳君
 政府参考人 (資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官) 吉野 恭司君
 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君
 政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線統括審議官) 片山 啓君
 政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 山田 知穂君
 政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 櫻田 道夫君
 政府参考人 (防衛省運用企画局長) 深山 延暁君
 参考人 (東京電力株式会社代表執行役社長) 廣瀬 直己君
 参考人 (東京電力株式会社代表執行役社長) 石上 智君
 衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長

委員の異動
九月三日

辞任

額賀福志郎君 宮崎 政久君
 宗清 皇一君 大西 宏幸君
 荒井 聰君 奥野総一郎君

補欠選任

同日

辞任 大西 宏幸君 宗清 皇一君
 宮崎 政久君 額賀福志郎君
 奥野総一郎君 荒井 聰君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件

○吉野委員長 これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府政策統括官平井興宣君、文部科学省大臣官房審議官伯井美徳君、資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官吉野恭司君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線統括審議官片山啓君、原子力規制庁長官官房審議官山田知穂君、原子力規制庁原子力規制部長櫻田道夫君及び防衛省運用企画局長深山延暁君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○吉野委員長 御異議なしと認めます。よって、このように決しました。

○吉野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。助田重義君。

○助田委員 おはようございます。自由民主党の助田でございます。

本日は、質問の機会をいただきましたこと、また、吉野委員長を初め理事、委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

また、田中原子力規制委員長を初め規制庁の皆様には、いわゆる規制行政の先頭に立ち尽力されていること、この場をおかりして心より敬意を表させていただきます。

真摯な議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

私の出身は、全国最多の四原発十三基に加え、高速増殖原型炉「もんじゅ」が立地する福井県でございます。

政府は、昨年四月に策定したエネルギー基本計画において、原子力を重要なベースロード電源と位置づけ、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力の再稼働を進める方針を打ち出しました。

また、今年四月の衆議院本会議において安倍総理大臣が、原子力規制委員会の判断を尊重し、再稼働を進めるのは政府の一貫した方針だと述べるなど、安全性が確認された原発について再稼働を推進していく姿勢を明確にしております。

今年八月には、鹿児島県の九州電力川内原発一号機が再稼働いたしました。

こうした中、福井県においては、今年二月、原子力規制委員会が、関西電力高浜原子力発電所三、四号機について、新規規制基準に適合するとして、原子炉設置変更許可を行いました。現在、工事計画及び保安規定の審査が行われており、再稼働に向けた手続が着々と進められております。

しかしながら、県内の原子力発電所は、再稼働を初め、四十年超超運転延長、廃炉、使用済み燃料処分など多くの問題を抱えております。

原子力政策につきましては、国が一元的に責任を果たすことが大前提であり、立地地域の住民はもとより国民の理解が得られるよう、国が主体的に取り組みが必要でございます。

そうした観点から質問をさせていただきます。

まず、使用済み燃料の問題です。使用済み燃料を早期に敷地外に搬出できるよう、国の関与を強め、中間貯蔵施設などの設備を強力に進めるべきと考えますが、いかがでございますか。

と思います。

現在の解析では、先生がおっしゃる二号機を初め、一号機、二号機、三号機ともそうした事態は起こっておりません。電気事業者としては、今後、とにかく福島第一で起こった事象をしつかり分析し、そうしたことが二度と起こらないような対策を今立てつつあるところでございます。

したがって、今後もこれでいいのだ、これでもう安全だといって終わってしまうというのが一番いけないというのが、今回の事故から学んだ反省の一つであります。今後ともそうした、絶え間なく安全を追求していくのだという心構えで進めてまいりたいと思っております。

○菅(直)委員 時間ですので、最後に一つだけ指摘をしておきます。

IAEAの報告の中で、極限的な津波洪水レベルに関する幾つかの再評価を実施し、当初の設計基準見直しより高い数値が出ていた、それにもかかわらず十分な補完措置がなされなかったと指摘をしております。私は、今、検査審査会でも三名の幹部の方が起訴されましたけれども、まさに津波の予測がかなり事故の前であった、東電の中でさえあったにもかかわらず、それがそういう対応につながらなかった、これは重大な責任問題だと思っております。

そのことだけを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

○吉野委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、先月の九日、十日と福島県に行つてまいりました。十日には第一原発にも入つて視察をいたしました。そして、直前には、第一原発で働く労働者の方からお話を伺つてまいりました。

きょうは、この生の声に基づきまして幾つか質問したいと思います。

まず初めに、ことしの八月だけで実に三名の方がお亡くなりになったという点で、この点については第一原発の構内でも大変大きな話題になつ

ているとお聞きしました。

廣瀬社長にお聞きしたいんですけども、一つ一つの事案としてこの事態をどのように捉えていらっしゃるか、お聞かせください。

○廣瀬参考人 事故でお亡くなりになられた方々に對しましては本場に御冥福をお祈りするとともに、御家族、御親族には本場に哀悼の意を表したいと思います。

それぞれ事故の原因は異なりますし、一つ一つしつかり事故の原因を分析し、二度とそうしたことが起こらないようにしつかりしていくということはもちろんでございますが、また、福島第一を運営する者としては、大変厳しい状況の中でお仕事をしていたらどうかという大きなリスクが残つたままになっていくという状況でもございまして、ここは、しつかりお仕事をしていたために、働いていただいている方々の労働環境をとにかくよくしていくことがまず一つあつて、御存じのとおり幾つかの対策を立てさせていただいていること。

それから、どうしても何か起こる可能性はもちらんございまして、これで起こらないということとは先ほどの安全の話と同じになってしまいますので、起こった場合に緊急にどうした対応をするか、一分一秒でも早く救急車なりそうしたものを手配できないかということ、絶えず、もつともつと早くできないかという観点から、今後ともしつかり考えていかなければいけないと思つてい

ます。

○藤野委員 本場に厳しい環境だというふうに思

うんですね。私も構内に入りまして、二回目だったんですけども、びっくりしましたのは、道路とか斜面とかをモルタルやコンクリートで舗装している。要は雨がしみ込んで地下水にならないようにということなんです、何といいますが、それも大規模に見ますと、本場にその反射熱だけで大変な状況

になるなというふうに実感いたしました。

実際、八月二十八日の経産委員会で、宮沢大臣もこの点を答弁されて、去年からことしにかけて、第一原発サイト内で、水がしみ込まないようになっている舗装したりというようなことが行われておりまして、昨年と比べても作業環境というものはかなり厳しいものになってきているというふうな宮沢大臣自身おっしゃっている。厳しいことになつていくことは私は事実だと思つていて、鹿島の責任にするのではなく、東電自身もしつかりと健康管理に向けているなことをやるように、私も指導していきたいというふうな答弁されております。東電自身も、鹿島に任せずにと大臣ははつきりおっしゃっているわけで、こうした角度でしつかりおっしゃっていただきたいと思つ

ます。そして、その上で、規制委員長にも御認識を聞きたいんですが、八月の死亡事故発生率というのは異常なんですけれども、それ以前にも死亡事故は相次いでいる。二〇一四年には、三月に土砂崩れによって作業員の方が亡くなられていますし、ことしも、八月だけでなく一月にも、一Fだけでなく柏崎刈羽第二も含めると、死亡事故あるいは重傷事故が連続した。

この際に、田中委員長自身、法律上の権限や、法律上の所管ではないということも私も認識しておりますけれども、記者会見等で田中委員長自身が発言されておりました、例えば、一月二十一日、死亡事故が多発した直後の記者会見ではこうおっしゃっております。「いろいろな点でもない最悪の事態を招くことになる」と。最悪の事態とおっしゃって、記者から最悪の事態とは何ですかと聞かれて、「作業員が亡くなった」というのは最悪ですよ」とおっしゃっております。私も率直に申し上げて同感なんです。

規制委員長にお聞きしたいんですが、一月にこの委員長がおっしゃって、残念ながら八月にも三名の方が亡くなられるということ、この点についてどのように感じていらっしゃるか。

○田中政府特別補佐人 八月だけではなくて、規制委員会が発足して間もなく、廣瀬社長にもお会いして、一Fの廃止作業というのは極めて厳しい状況の中で長期にわたつて続くものだから、とにかく労働環境をよくしていただく必要があるということをお願いして、幾つか具体的な取り組みをしていただいております。その後もまたお会いして、その進捗状況も伺つています。

先生御存じのように、今は相当改善されています。今でも相当厳しいですけども、当初は、どこへ行くのにも全面マスク、タイベックスーツを二枚重ねというふうなことで、会話をしてもほとんど聞こえないような状況。そういうところでああいう高所作業とか肉体的な作業をするということ、やはり潜在的に労働災害のものになるということで、まず環境の除染、マスクをできるだけしなくて済むようにするか、それから、働く人たちが休めるような、前はプレハブだけだったんです、最近、この春にはきちっとした建物もできて、先生もごらんになったかと思いますが、そういったものもつくつていただきました。それから、労働賃金の改定も行われたと聞いております。

ただ、まだまだ厳しい状況が続いています。それと同時に、先生がお配りになつた新聞にも書いてありますように、作業を監督するようなベテランの作業員というのがだんだん確保しにくくなつて

いる。この一つの原因は、やはり被曝限度の問題がありまして、そういうことが結局そういう伏線になつていくということもありますので、私どもとしては、今まだ施行にはなつておりませんが、パブリックコメントをかけていますけれども、こういう緊急時の作業は、状況によっては少し拡大する、二百五十ミリぐらいまでしておかないと、なかなか、通常は百ミリが原則ですけども、二百五十ミリということも視野に入れてやっておかないと、こういった別の死亡事故のようなものにつながることもあるということで、いろいろな手

だてはとつてきておられますけれども、引き続き、やはり社長には、労働災害がなくなるように、ゼロを目指して努力していただくようお願いしていきたいと思ひます。

○藤野委員 今、委員長からお話がありました。被曝限度につきましては私たちはまた考え方が違ひますけれども、労働環境の改善についてという点については私は大事な指摘だと思ひます。

今も委員長からお聞きしましたマスクの問題、私も現場で労働者からお聞きをいたしました。ちょっと具体的に提案したいんですけれども、労働者の方がおっしゃっていたのは、要は、自衛隊とか警察では非常に最新のマスクを使っている、何であれが導入されないのかという声なんです。

調べてみますと、今自衛隊が使っているマスクというのは、〇〇式個人用防護装備防護マスクというのがありまして、これは、防衛省の行政事業レビュー、これは今もずっとやられてはいますけれども、これによりまして、視野も広い、軽い、大きいのは、水分を補給できるストローもついていて、マスクをつけたまま水分も補給できる。折り畳めるし、折り畳むときに一緒に眼鏡フレームも入れることができるのか、いろいろなかなか改善されている。

別に、これじゃないとだめだというんじゃないんです、もつといものがあればそれでいいとは思ひますが、例えば、現場の労働者が、自衛隊とかがそういうものを使っているのであれば、なぜ我々危険な作業をやっている場所にならないのか、こゝおっしゃっていたわけで、私もさらに調べてみますと、この〇〇式というマスクは、行政事業レビューによりまして、例えば九百二十三個で予算が四千二百万円だそうでありまして。一個でいいますと、大体四万五千円ちょっとというぐらいのオーダーなんです。先ほど全面マスクが必要でなくなっている地域があつたというお話がありまして、半分とかあるいは三分の一ということになれば、半分、三千五百人とすれば大体一億五

千万ちょっとです、三分の一で足りるとすれば一億四千万の予算でできてしまう。

ですから、廣瀬社長に聞きたいんですが、これぐらいの体力はやはり東電あるいは元請には十分あると思うので、こうしたことも具体的に検討していただきたいと思ひますが、検討について。

○廣瀬参考人 もとより、そうした装備品については日進月歩することもございます、実質、タイムツクも、今のタイムツクは何代目かでございますので、そうしたことは絶えず我々としてもやっています。

それから、やはり何より今回の八月八日の死亡事故。これは事故で、バキュームカーの後ろのふたに挟まれてお亡くなりになりましたという痛ましい事故ですけれども、これも、その亡くなられた現場は全面マスクが必要でない地域でもありました、実際は全面マスクをされて、もしもしたならその全面マスクによつて、操作された方と亡くなられた方の間のコミュニケーションがうまくとれなかったかもしれないということもありますので、やはりつけられないのが一番よろしくて、そうしたことを、しっかりと区域を管理して、それを、私どもだけではできませんので、鹿島さん初め元請各社の徹底をしていただいで、つけた外したりは確かに面倒くさいんですけれども、つけなくていいところではやめていくというようなことでやっています、とにかくいろいろ工夫はしてまいりたいと思ひます。

○藤野委員 私の質問は、今のマスクじゃなくて、もつといマスクがあるじゃないか、一つ四万五千円ぐらいなんだから、そういうものが全部行き渡るようにしたらどうかという質問なんです。質問のお答えになつていないし、ちょっと時間があるんで、ぜひ検討していただきたい。それぐらいの予算はあるはずですよ。

ぜひ、労働環境の改善ということであれば、これからどつと、つける期間、つける場所が幾ら減つても、つける作業というのは続くわけですから、十年にわたつて、それについて、私たちも入つ

たし、この委員の中にも入つて実際つけたことはあると思ひますが、ああいうマスクで作業させるといふのは私は環境改善につながらないといふふうに思ひますので、やはり、せめて自衛隊や警察並みの装備ということを強く求めたいと思ひます。

そして、もう一つは、お話がありましたけれども、監視員の問題で、配付資料でもお配りさせていたいただいておられますけれども、一月の死亡事故が多発した際に、数士会長自身が現地に行かれて、記者会見でおっしゃつた。「日本を代表する重工業メーカーなど元請け企業の現場監督も人手不足になつていて」ということを述べて、そのため、「安全手順に違反があつても責任者が「見て見ぬふりする（実態があつた）」ということでありまして、そういう意味で、ちょっと廣瀬社長にお聞きしたいんですが、二〇一四年、二〇一五年、先ほど私も紹介しましたけれども、これらの事例で、現場に監視員というものはいたんでしょうか。

○廣瀬参考人 監視員の必要な仕事とそうでないという仕事はもろに分かれておりますので、例えば今回の八月八日の挟まれた事故であれば、残念ながら、亡くなられた方がむしろ監視するポジションといひますか。

○藤野委員 八月八日はそうなんです。では、八月一日とかあるいは二十二日の事案はどうですか。

○廣瀬参考人 八月一日、八月二十二日は、直接その作業ではなく、これは医師の診断等々によるところでありますけれども、何らかの持病をお持ちになつていて、サイトを離れた後にとつとととは直接は関係ございません。

○藤野委員 そういう見解をおっしゃると思ひますが、そういうこと自身もやはり問題だと思ひます。あるいは二〇一五年一月十九日あるいは二〇一四年三月二十八日、土砂崩れや天井から落ちた、

こういう事案では監視員はいなかったというふうな事前のレクで伺つております。

ですから、なぜこうなるのかということなんです、これも社長にお聞きしたいんですけれども、東電にこういう、現場に監視員を置くとか監視員を配置するという内規とかルールというのはあるんでしょうか。

○廣瀬参考人 内規といひますが、そうした現場の手順、ルールがございまして、先ほどのように、ついでにものといひていないものがあります。

ちなみに、一月二十九日、タンクから落ちた方、これはタンクの点検でございまして、いわゆる作業ではなく、そうした意味から……（藤野委員）内規があるのかどうかと呼ぶんですから、置かなければいけない仕事、置かなくてもいい仕事とことでの決めはございまして。

○藤野委員 どういうふうな違ひなんでしょうか、具体的に、端的に。

○廣瀬参考人 さまざまなケースがありますので、私、全部はわかりませんが、作業内容に応じて決められているものというふうな認識しております。

○藤野委員 これは通告してあつたんですけれども、要するに、全体として、法令では決まっていないうと、東電として、全体として、そういう内規はないけれども、火気を扱う、要するに火の気を扱う業務については監視員を置くというふうな何つております。私は、今ばくつとおっしゃいましたけれども、基本的にはないというふうな聞いているわけですね。火気を扱うものについてはあると。なぜかと聞いたら、昭和四十年代に火気に関してさまざま事故が起きたから、それについては特段に設けていますという説明でありました。私は、四十年代だけじゃなくて、今まさに死亡事故が相次いでいるわけで、まさにこの事故から教訓を引き出すという立場に立つのであれば、東

電としてもしっかりと、監視員を置くということについて内規なりルールなり設けるべきだと思っております。

実際、八月二十六日に厚生労働省が、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策を強化します」と、ガイドラインを発表されております。当然御存じだと思いますが、その冒頭に、東京電力における安全衛生統括者等の選任と安全衛生協議組織の開催ということも指摘をされている。

ですから、そうしたばくとした認識ではなくて、今どこにルールがあつて、何がなくて、しかし、こういうガイドラインの指摘も受けて、しっかりと体制を整えるということが必要だと思っておりますが、その認識はあるのでしょうか。

○廣瀬参考人 もちろん、冒頭申しましたように、作業をしつかり安全にさせていただくというのは私どもの基本的な考え方でございますので、いろいろなケースを考えて、必要なことを、これはまた、私どもの社員が全員、現場現場にいるということではできませんので、協力会社の方それから請負会社の方々の協力によってやっていかなければいけませんし、私どもとして、そうしたことを仕様書に書いていくとか、そういったようなことが必要になつてくると思っております。

○藤野委員 協力会社との関係というのは当然で、このガイドラインでも、協力会社についても別に記載をされております。ただ、冒頭は東京電力におけるそういう責任者と体制ということが指摘されているわけで、これはやはり重く受けとめるべきだと思ふに思ふんですね。

そして、また論点はあれですけれども、きょう取り上げさせていただいたのは、現場の労働者の声に基づく質問ということであつたわけですが、現場の労働者の声を聞いていますと、本格的にそれを改善していくためには、一F構内の労働環境の改善だけではやはりどうしても不十分だ、労働者の方、作業員の方の生活環境もしっかり改善しないと本当の意味での改善につながらないという

ふうにお聞きしました。

例えば、こうおっしゃるんです。夏だと、朝スタートが早い、終わりが早いので。朝六時から作業の場合は朝一時に家を出ないと間に合わない。国道六号線が一つの大きなメイン道路ですから、これはもう大渋滞する、だから早目に出てやらないと間に合わないというお話でしたし、実際に自分たちが朝着いても、その日どういう作業をどういう段取りでやるのかというのは行つてみないとわからないし、どこでどういう作業をしているのかもわからない、だからやる気もやりがいも起きないという声もありました。

要は生活環境ですね。そうした、家を出てからここで作業して戻つてという全体を見て改善していく必要があるというふうに思ふんですね。

もちろん、家族から離れて暮らしていらつしゃる作業員の方は大変多いわけで、そういう意味でも、社長の認識もお聞きしたいんですけれども、労働環境の整備といった場合に、やはり構内だけじゃなくて生活環境ですね、具体的には周辺自治体の復興。だから、二時間かけて通つていかなければいけないこととあわせて初めて労働者の労働環境を改善していくというふうに思ふんですが、その点についての認識をお聞かせください。

○廣瀬参考人 もちろん、私どもの構内での労働環境の改善というのは、先ほど田中委員長からもお話がありましたように、しっかりとやってまいります。

それから、通勤時間が長いというのもおっしゃるとおりですが、あした、あさつてにも橋葉の宣言がされていうことで、だんだん住める場所が北上しているのも事実ですので、そうした方々、住宅等々の整備は、これもまた協力会社の方とも協議をさせていただいて進めていかなければ、全部が全部私どもの社宅ということではありせんので。

それからまた、私どもが今取り組んでいるのは、御家族との関係で、大変厳しい危険なところ

でうちのお父さんは働いていのではないかといいような心配を受けるのだということもたびたびお聞きしていますので、実際に、職場の状況であるとかそういうものを、いろいろなメディアを使って、媒体を使って御家族にも届くような、そういったような新たな取り組みも始めさせていただいていると思つています。

○藤野委員 最後になりますけれども、そういう意味では、労働環境改善といった場合に、その方が住まわれている地域、つまり、一F構内だけじゃなくて周辺全体をやはり復興していかないといけない。その意味で、東電任せにせず、政府を挙げた対策というものを求めまして、私の質問を終わります。

○吉野委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。維新の党の初鹿明博です。

今回の委員会が三カ月ちよつとぶりということになるわけですが、この間、川内原発の再稼働があつたり、今、藤野議員からの質疑の中でも、死亡事故があつたりということでしたので、本来ならもう少し早く委員会を開催していただきたかつたなというふうに思つています。

当然、委員長も御努力をされていただいたというところは伺つておりますが、これからでもできる限り委員会を開く頻度を多くしていただきたいというところを、まず冒頭、お願いさせていただきます。

実はきょうの質問は、六月から三カ月開かれていかなかったんですが、安保法制の議論が進んでいる間にこの質問を取り上げたかつたんですけれども、残念ながら衆議院は通過をいたしました後になつてしまいました。ずつと考えていたことなので、きょうは取り上げさせていただきます。今、ちよつとお手元に資料をお配りさせていただいておりますが、四月八日の東京新聞の記事であります。ここに、原発攻撃の被害を、八四年に極秘研究を外務省がしていた、そういう内容であります。

八四年ですから、三十一年前で、私はまだ中学生のころです。その当時の政治の状況がどういふものだったかというふうな、そういう空気感も全く記憶をしていないような時期であるんですけれども、そのときにこの研究がされて、なかなかショッキングな内容ですね。

格納容器が破壊された場合の被害予測というのがされているんですけれども、急性死亡が平均で三千六百人以上なんです。最大だと一万八千人が急性死亡をしようという事なんです。一万八千人が、攻撃を受けて格納容器が破壊された途端に死んでしまう、そういう想定なんです。これは非常にショッキングな内容なんです。まず、この研究というのは外務省が委託をして行つたということですが、これは事実だということでもよろしいでしょうか。

○宇都大臣政務官 お答え申し上げます。御指摘の八四年の研究でございますが、当時我が国が国際社会に対して提案をしていました、IAEA保障措置の適用を受ける平和的目的の原子力施設を攻撃の対象としないための国際的な取り組みを論拠づけるための執務参考資料として、大型の原子力施設が実際に攻撃された場合の影響、これを研究したのでございまして、事実でございます。八四年に、当時の外務省国連局軍縮課が日本国際問題研究所に研究委託を行い、作成をいたしました。

ちなみに、極秘とかいうクレジットは特にしているものではないと思ふんですが。

○初鹿委員 今、平和利用のための原子力施設を軍事攻撃しないということを提案する、その根拠づけだということですが、それ以外に、この研究が行われた理由や背景というのはほかに何かあるんでしょうか。

○宇都大臣政務官 背景でいいますと、当時、イスラエルが実際にこういう攻撃をしたという事象がございまして、国際社会の中でも非常に問題になつていたということで、これは日本が主導して、実際に平和利用目的の原子力施設を攻撃する